

業務指示書

インド国ツチコリン港外港開発事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月7日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾計画/需要予測】

- 1) 類似業務の経験：港湾に係る需要予測
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾設計
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写6部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

「第3 業務実施上の条件」の「3. 現地再委託」における「①地形測量、②地質調査、③深淺測量、④波浪、風況調査、⑤潮流、潮位調査、⑥底質調査、⑦気象、水文・水質調査、⑧航路、泊地埋没予測」に係る経費。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.855 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画

港湾計画/需要予測

港湾設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月25日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国ツチコリン港外港開発事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾計画/需要予測	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

インドにおいては、7,517kmの海岸線に12の国営の港（Major Port）と200以上のその他の港（Minor Port）があり、このうち多くの国営の港については1963年制定の主要港湾管理法に基づき、海運省管轄下の港湾公社（Port Trust）が独立採算にて運営を行っている。インドの貨物取扱量の60%以上を賄っている主要港の貨物取扱量は、2006年度から2011年度までの5年間において、504.8百万トンから689.8百万トンまで急激に増加（37%増）しており、近年その多くの港湾において諸設備が許容量の限界に達している。その反面、港湾公社の財源不足により拡張ができず、かつ設備の老朽化も深刻化していることから、多くの港湾の運営効率が低い水準にとどまっている。インド政府は、第12次5か年計画（2012年4月～2017年3月）において、2016年度末時点での全主要港の貨物取扱総量を1,229.2百万トン（2014年末時点で全主要港の貨物取扱総量は823.6百万トン、ただしこの数値のみは出典が異なり傾向が把握していないため参考値とし、解釈には留意すること。（出典：Indian Ports Association））と試算しつつ、これに対応すべく各主要港の取扱能力の増強に取り組んでいる。タミル・ナド州主要港の1つであるツチコリン港は、全国第10位の貨物取扱量（主に石炭とコンテナ貨物）となっており、貨物取扱量は2011年度の33.3百万トンから2016年度には81.5百万トンに達する（145%増）と見込まれている。本事業は、こうした需要に対応すべく Maritime Agenda 2010-2020（海運省、2011年）において、重要案件として位置付けられ既存港湾の拡張が計画され、インド政府は日本政府に対して有償資金協力を要請した。

上記より、本調査は、インド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

（1）事業名

ツチコリン港外港開発事業

（2）事業目的

インド南部タミル・ナド州のツチコリン港において、既存港湾施設の拡張を行うことにより、取扱貨物の需要増加への対応を図り、もって同国の経済インフラ整備を通じた持続的経済成長に寄与するもの。

(3) 事業概要

- ①航路・泊地浚渫
- ②防波堤
- ③港内道路拡幅
等

(4) 対象地域

タミル・ナド州ツチコリン港

(5) 関係官庁・機関

ツチコリン港湾公社 (V. O. Chidambaranar Port Trust)

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

「ツチコリン港浚渫事業(1997年承諾)」に対して70億円の円借款を供与し、事業は完工している。なお、当該事業では内港の浚渫を実施しており、本事業で浚渫を行う外港との間で重複はない。

3. 業務の目的

円借款の要請のあったツチコリン港外港開発事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ツチコリン港外港開発事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、当機構がインド側と締結した調査実施にかかる内容に基づいて実施するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業

内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分当機構と協議を行うこと。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、当機構から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑤ 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) 調査の工程

本調査は以下のステージに分けて実施することを想定している。なお、既存の調査結果を十分に活用し、調査の効率化を図る。本調査では、実施機関ツチコリン港湾公社実施の本事業に係る「Detailed Project Report for Development of Outer Harbour at VOC Port (Tuticorin)」(2013年12月)の内容等をレビューし、事前に綿密に調査の計画を立案することとする。

① 事業の必要性・妥当性（feasibility）の確認（ステージ1）

上位計画、関連法令、サイト状況、需要予測等、本事業の必要性・妥当性を検証するための情報を収集、調査する。その収集した情報をもとに、本事業の必要性・妥当性を検証し、事業の基本的内容についての最適案を検討する。最適案検討に際しては計画規模の縮小も検討する。また、その内容をインド側に説明し合意を得る。

② 概略設計（ステージ2）

上記結果にて合意した内容をもとに概略設計（借款対象部分及び借款対象外も含めて）を実施する。併せて、事業実施スケジュールの策定、事業費の積

算、事業実施体制の確認等を行った上で内部収益率等の計算を行い事業効果の確認を行う。それら内容を準備調査報告書（ドラフト）に取り纏め、インド側に説明を行い、合意を得る。

（４）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」）が掲げる港湾セクターに該当するため、カテゴリ A 案件に分類される。そのため、EIA 報告書案の作成及び必要な許認可の取得が必要とされている。

また、港湾関係施設の建設に伴い、用地取得・非自発的住民移転の必要が生じた場合、用地取得・住民移転に係る確認調査を実施する。

（５）設計の精度

本業務では、先方が作成した F/S（「Detailed Project Report for Development of Outer Harbour at VOC Port (Tuticorin)」）結果のレビューを行い、概略設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）までを実施する。

（６）本邦技術の活用可能性及び本邦企業への間接裨益

港湾技術において、本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的な仕様については、必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行った上で特定する。その上で、インドにおける適用可能性、維持管理への影響、インドにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、具体的な提案を行う。

また、本事業が完工し供用開始された場合に、どのような裨益効果がありうるのか、情報を収集し整理する。

（７）先方政府との合意形成

本調査においては、先方政府との密な意見交換と合意形成を行い、実現可能な計画を策定すること。なお、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮する。

（８）留意事項

本調査では、「事業の必要性・妥当性の確認」をステージ 1 とし、「概略設

計」をステージ2としている。ステージ1にて事業の必要性・妥当性の検証を実施するが、ステージ1での検討結果から、必要性・妥当性が確認出来なければ、ステージ2に進まない可能性がある。ステージ1終了時調査の進捗状況と進捗結果を鑑み、ステージ2の調査内容を再検討し契約変更を行う可能性がある。

6. 業務の内容

【ステージ1】

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明、協議

1) 関連資料・情報の収集、整理、分析

本事業に関し、実施機関ツチコリン港湾公社実施の本事業に係る「Detailed Project Report for Development of Outer Harbour at VOC Port (Tuticorin)」(2013年12月)の内容等を確認し、その内容を踏まえ、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。

2) インセプション・レポートの作成

上記の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

3) インセプション・レポートの説明、協議等

インセプション・レポートに基づき、インド側実施機関であるツチコリン港湾公社に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景と必要性・妥当性の確認

1) 自然条件調査（波浪、風況調査等）

2) タミル・ナド州及び周辺地域（カルナタカ州、ケララ州、アンドラ・プラデシュ州等）の社会経済分析

3) タミル・ナド州及び周辺地域（カルナタカ州、ケララ州、アンドラ・プラデシュ州等）における物流動向の分析

4) ツチコリン港及び周辺（カルナタカ州、ケララ州、アンドラ・プラデシュ州等）港の現状分析

5) 南アジア地域の主要港における現状及び物流動向の分析

6) ツチコリン港後背地圏及び周辺工業団地の現状分析及び将来開発計画の確認

7) インド港湾分野の開発政策におけるツチコリン港の位置付け及びツチコリン港のハブ港としての位置付けの確認

8) ツチコリン港の開発計画と本事業の位置付け

- 9) タミル・ナド州及びツチコリン港後背地圏における、道路・鉄道ネットワークの現状の確認
- 10) ツチコリン港における将来需要予測
- 11) ターミナル施設整備等の PPP モードにて実施予定である計画の妥当性・必要性及び民間投資の動向についての確認
- 12) インド港湾分野における他援助機関の動向
- 13) 本事業によるインパクト
- 14) 上記1)～13)を踏まえた事業の基本的内容についての最適案の検討
- 15) 上記14)で検討した最適案について、概算事業費を算出し、経済財務分析を実施
- 16) 上記1)～15)を踏まえた事業の意義、必要性及び妥当性の確認
- 17) 上記16)の結果をもとに、事業実施の有無について JICA と協議を行い。その協議結果について、インド側に説明し合意を得る。

【ステージ2】

(3) サイト状況調査

1) 自然条件調査

本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、気象、海象、海底、地形、地質等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査について、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

- ① 地形測量
- ② 地質調査
- ③ 深淺測量
- ④ 波浪、風況調査
- ⑤ 潮流、潮位調査
- ⑥ 底質調査
- ⑦ 気象、水文・水質調査
- ⑧ 航路・泊地埋没予測

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(4) 本邦技術活用条件

本事業では、本業務内で本邦技術条件適用の可能性について検討する。本事業への本邦技術適用条件（STEP）の適用可能性を、対象コンポーネント、コスト、本邦調達比率、調達パッケージング等の観点から、本邦企業へのヒアリング等を踏まえ、検討する。

(5) 概略設計の実施

1) 事業範囲の明確化

以下の項目を踏まえ、事業の目的及びスコープを検討する。

① 事業の目的（当該事業のコンセプト）

② 事業のスコープ

上記（2）と（3）の内容を踏まえ、港湾施設の概略設計について実施機関実施の F/S（「Detailed Project Report for Development of Outer Harbour at VOC Port (Tuticorin)」）をレビューし、より最適な設計案を提案し、設計を行う。また、施工における本邦技術の活用可能性についても検討する。

2) 計画・設計の基本方針

サイト状況調査で検討された自然条件やインフラ・現地建設事情、施工後の維持管理に加え、運営体制等を踏まえた上で、対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

3) 概略設計（借款対象部分及び借款対象外も含めて）

上記1)と2)の内容を踏まえ、概略設計（借款対象部分及び借款対象外も含めて）を実施する。

4) 本事業実施に必要な許認可、法制度、用地取得有無（有る場合は手続き含む）等の確認

(6) 概略事業費の算定

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

a. 本体事業費

b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c. 本体事業費に関する予備費

d. 建中金利

- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
 - ア. 用地補償等
 - イ. 関税・税金
 - ウ. 事業実施者の一般管理費
 - エ. 他機関建中金利
- h. その他 2
 - ア 完成後の委託保守費
 - イ 初期運転資金
 - ウ 移転地整備にかかる費用
 - エ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - オ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

（7） 事業実施計画の策定

1) 施工計画

- ① 施工監理方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事及び民間投資との区分）
- ④ 施工監理計画

⑤ 資機材等調達計画

⑥ 実施工程

2) 事業実施スケジュールの策定

調達手続きを含めた詳細設計／施工の期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA 報告書の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

2) 調達計画

事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、本事業実施に際し、以下項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

① インドにおける当該類似業務の調達事情

ア) 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情

イ) 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況

ウ) 現地施工業者の一般事情

② 入札手法、契約条件の設定

契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

③ コンサルタントの選定方法

ア) 「質に基づく選定（QBS：Quality-Based Selection）」、「質及びコストに基づく選定（QCBS：Quality- and Cost-Based Selection）」等の採否検討

④ 施工業者の選定方針

ア) PQ：Pre-Qualification 条件の設定

イ) LCB：Local Competitive Bid の採否

ウ) 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

4) 事業実施体制

インドで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業の実施における責任、監督、実施体制を確認する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理し、必要な体制について提案する。

① 事業実施体制の確認

② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

③ 実施機関の財政・予算状況

④ 実施機関の技術水準

⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

5) 運営・維持管理体制

本事業終了後の維持・管理体制について、コンセッション契約の可能性を含め、以下の項目を検討する。

- ① 運営・維持管理体制及び方式の確認
- ② 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 運営・維持管理機関の財政・予算状況
- ④ 運営・維持管理機関の技術水準
- ⑤ 運営・維持管理機関の実績
- ⑥ （必要に応じて）維持・管理機関のトレーニング計画

なお、インド側が自力で維持管理を行うことを基本とするものの、4)の技術水準について、技術協力で支援すべき点があれば、支援内容を提案する。

6) コンサルタントの TOR 策定

全体事業管理、詳細設計、入札・調達補助、施工監理、その規模（人月）について、計画する。

（8） 気候変動適応策の検討

①事業実施前、②事業実施後（事業計画案が複数ある場合は全てのケースについて）の施設によって影響を受ける周辺地域の気候変動影響リスク、及び事業実施後の施設自体の気候変動影響リスクを分析する。検討の対象とする気候変動影響リスクは、少なくとも風水害、土砂災害による施設周辺地域の被災リスク及び事業対象施設の被災リスクを含めることとする。リスク分析にあたっては、IPCC 報告書、事業対象国政府が作成し UNFCCC 事務局に提出した国別報告、その他、研究機関による論文等の既存の影響予測を活用することとする。

加えて、事業計画案に対して、施設自体、及び施設周辺地域の気候変動影響リスクをさらに削減するための追加対策（ハード、ソフト含む）を提案し、かかる対策による費用、追加的リスク削減効果を分析するとともに、リスク削減以外のメリット、デメリットを提示する。

リスク分析及び追加対策の検討に当たっては、JICA 気候変動対策支援ツール／緩和策（土砂災害防災）を参照する。

（9） 環境社会配慮

1) EIA 報告書案の作成

JICA 環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、EIA 報告書案の作成を行う。EIA 報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある

内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。EIA 報告書に係る主な調査項目は、以下の通り。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - b JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
 - c 関係機関の役割
- ③ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ④ 環境の予測
- ⑤ 環境の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討
- ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

2) RAP 案の作成（用地取得・非自発的住民移転の必要が生じた場合）

JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、RAP 案の作成を行う。RAP 案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下①～⑩を含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、RAP 案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。RAP 案に含まれる主

な調査項目は、以下の通り。

① 住民移転に係る法的枠組みの分析

- 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

② 住民移転の必要性の記載

- 事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

③ 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償

水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

- 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑤ 移転先地整備計画の作成

- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥ 苦情処理手続きの検討

- 事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

- 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧ 実施スケジュールの検討

- 1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

- 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ▶ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ▶ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ▶ 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑩ 住民参加の確保

- ▶ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者及び女性グループ等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(10) 本事業の実施にあたってのリスクの洗い出しと対応策・検討

本事業実施に当たるリスクを、当機構の提供するリスク管理シート（8. 当機構より配布する資料の（5））を用いて整理し、対応策を検討する。

(11) 安全管理

本事業は「施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件」（JICA 資料「円借款事業における安全対策について」）に位置づけられることが想定されることから、当該調査において建設工事の安全管理に係る借入国の法律・基準を確認するとともに、相手国政府に対して ODA 建設工事安全管理ガイドンス（8. 当機構より配布する資料（6））に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集および相手国政府への理解促進を図る。

(12) 事業の評価

事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果につ

いては、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、経済的内部収益率（EIRR）及び財務的内部収益率（FIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①取扱貨物量②入港船舶総トン数、③滞船時間、等を想定している。

（13）インテリム・レポートの作成

インテリム・レポート案を作成し、JICAに提出する。JICAからのコメントに基づき修正を行い、報告会にて実施機関に対して説明・協議を行う。

（14）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

（15）準備調査報告書の作成

インド政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

（2）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文8部、英文10部（簡易製本）

（3）インテリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象サイトの現況調査と課題の抽出、概略設計等

- 提出時期：調査開始後 5 ヶ月以内
部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）
- (4) 準備調査報告書（ドラフト）
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）
提出時期：調査開始後 9 ヶ月以内
部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）
- (5) 準備調査報告書
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）
提出時期：準備調査報告書（ドラフト）に対するインド側コメント提出から 1 ヶ月以内
部 数：和文 10 部、英文 10 部、CD-R 3 部
- (6) デジタル画像集
記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像及び動画
提出時期：ファイナル・レポートと同時提出
部 数：CD-R 3 部

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016 年 1 月上旬より業務を開始し、2016 年 6 月中旬を目途にインテリム報告書を提出する。その後業務を継続し、2016 年 10 月中旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2016 年 11 月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 54.75 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／港湾計画①（2号）
- ② 港湾計画②／需要予測①（3号）
- ③ 港湾設計①（3号）
- ④ 港湾設計②
- ⑤ 需要予測②

- ⑥ 航路・泊地浚渫（埋立を含む）
- ⑦ 航路・泊地埋没予測
- ⑧ 経済財務分析
- ⑨ 運営維持管理／港湾管理
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 施工計画（調達を含む）
- ⑫ 積算
- ⑬ 自然条件調査①
- ⑭ 自然条件調査②

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。

- ① 地形測量
- ② 地質調査
- ③ 深淺測量
- ④ 波浪、風況調査
- ⑤ 潮流、潮位調査
- ⑥ 底質調査
- ⑦ 気象、水文・水質調査
- ⑧ 航路、泊地埋没予測

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：

- （1）実施機関ツチコリン港湾公社実施の本事業に係る「Detailed Project Report for Development of Outer Harbour at VOC Port (Tuticorin)」（2013年12月）（英文）
- （2）ツチコリン港プレゼンテーション資料（英文）

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は、安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、当機構インド事務所、在インド日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、当機構インド事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上